



各 位

2024年1月17日

会 社 名 **株式会社 キッツ**
代表者名 代表取締役社長
河野 誠
コード番号 6498 (東証プライム)
問合せ先 経営企画本部
広報・IR 室長
吉田 幹夫
Tel (050) 3649 - 2180

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年1月17日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年3月28日に開催予定の当社第110回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. 変更の理由

当社は、2023年11月8日付「指名委員会等設置会社への移行に関するお知らせ」の通り、コーポレート・ガバナンスの強化と経営スピードの向上を図るため、監督機能と執行機能を明確に分離し、執行役への大幅な権限委譲が可能となる指名委員会等設置会社への移行を予定しております。

これに伴い、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会並びに執行役に関する条項の新設、監査役及び監査役会に関する条項の削除並びに指名委員会等設置会社への移行に伴う取締役会の役割の変化等を踏まえた取締役の員数上限の変更を行うものです。以上のほか、業容の変化に伴う目的事項の一部変更、変更に伴う条数の整備及びその他所要の変更を行います。

なお、本定款変更の効力は、第110回定時株主総会終結の時をもって発生するものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りです。

3. 日程

| | |
|---------------------|------------|
| 定款変更のための株主総会開催日(予定) | 2024年3月28日 |
| 定款変更の効力発生日(予定) | 2024年3月28日 |

以 上

| | |
|---|---|
| <p>第3条（本店の所在地） （省 略） （新 設）</p> <p>第4条（公告方法） 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむをえない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第5条～第8条 （省 略）</p> <p>第9条（単元未満株式の売渡請求） 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところに従い、その単元未満株式と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すことを請求することができる。 2. （省 略）</p> <p>第10条（株式取扱規程） 当会社の株主権行使の<u>手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> | <p>第3条（本店の所在地） （現行通り）</p> <p>第4条（機 関） <u>当社は、指名委員会等設置会社として、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> <u>(3) 執行役</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条（公告方法） 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第6条～第9条 （現行通り）</p> <p>第10条（単元未満株式の売渡請求） <u>1. （現行通り）</u> 2. （現行通り）</p> <p>第11条（株式取扱規程） 当会社の<u>株式に関する取扱い、株主の権利行使の<u>手続き及び手数料等は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた執行役において定める株式取扱規程による。</u></u></p> |
|---|---|

第11条 (株主名簿管理人)

当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。

3. (省 略)

第12条 (基準日)

当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

第13条 (招 集)

定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時招集する。

2. 株主総会は、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集する。但し、取締役社長に差支えあるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により他の取締役が招集する。

(現行第16条より移動し変更)

第12条 (株主名簿管理人)

1. (現行通り)

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定によって選定し、これを公告する。

3. (現行通り)

第13条 (基準日)

1. 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

第14条 (招集・招集権者)

1. 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に、臨時株主総会は必要あるときに随時招集する。

2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表執行役社長を兼務する取締役が招集する。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序により、他の取締役がこれを招集する。

第15条 (議 長)

株主総会の議長は、取締役会の決議によって、代表執行役社長を兼務する取締役がこれにあたる。ただし、当該取締役

| | |
|---|---|
| <p>第14条（電子提供措置等）</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第15条（議決権の代理行使）</p> <p>株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主又は前項の代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>第16条（議長）</p> <p><u>株主総会の議長は、取締役社長がこれに任ずる。但し、取締役社長に差支えあるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により他の取締役が議長となる。</u></p> <p>第17条（決議の方法）</p> <p>株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. (省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条（取締役会の設置）</p> <p><u>当社は、取締役会を置く。</u></p> | <p><u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序により、他の取締役または執行役がこれに代わる。</u></p> <p>第16条（電子提供措置等）</p> <p>1. (現行通り)</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第17条（議決権の代理行使）</p> <p>1. (現行通り)</p> <p>2. 株主または前項の代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>(第15条へ移動し変更)</p> <p>第18条（決議の方法）</p> <p>1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. (現行通り)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(第4条に移動し統合)</p> |
|---|---|

| | |
|--|--|
| <p>第19条（員数及び選任） 当社の取締役は、<u>9名以内とする。</u></p> <p>2. ～ 4. （省 略）</p> <p>第20条（任期） （省 略）</p> <p>第21条（代表取締役及び役付取締役） <u>取締役会は、その決議により当社を代表する取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>当社は、取締役会の決議により、取締役社長1名を置くほか、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を置くことができる。</u></p> <p>第22条（取締役会の招集） 取締役会は、<u>取締役社長が招集する。</u> <u>但し、取締役社長に差支えあるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により他の取締役が招集する。</u></p> <p>（新 設）</p> <p>2. <u>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>3. <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>第19条（員数及び選任） 1. <u>当社の取締役は、14名以内とする。</u></p> <p>2. ～ 4. （現行通り）</p> <p>第20条（任期） （現行通り）</p> <p>（削 除）</p> <p>第21条（招集、招集権者及び議長） 1. <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定める取締役が招集する。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会議長を定める。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>3. <u>取締役会の招集通知は、各取締役に</u>対し会日の3日前までに発する。<u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>4. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> |
|--|--|

第23条 (取締役会の決議の省略)

(新 設)

当社は、会社法第370条の規定により、取締役が取締役会の目的である事項について提案をし、当該提案に加わることのできる取締役の全員が書面等により同意の意思表示をしたときは、当該提案について取締役会の決議があったものとみなす。

第24条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第25条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第26条 (取締役の責任免除)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役 (取締役であった者を含む。) の同法第423条第1項の責任 (役員等の会社に対する損害賠償責任。以下、本条第2項、第34条及び第39条において同じ。) を、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の限度額の範囲において取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (業務執行取締役である者を除く。) との間に、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第423条第1項の責

第22条 (決議の方法)

1. 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の規定により、取締役が取締役会の目的である事項について提案をし、当該提案の議決に加わることのできる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第23条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(削 除)

第24条 (取締役の責任免除)

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役 (取締役であった者を含む。) の同法第423条第1項の責任 (役員等の会社に対する損害賠償責任。以下、本条第2項及び第30条において同じ。) を、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の限度額の範囲において取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (業務執行取締役等である者を除く。) との間に、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第423条

| | |
|--|--|
| <p>任を限定する契約を締結することができる。<u>但し</u>、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> | <p>第1項の責任を限定する契約を締結することができる。<u>ただし</u>、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> |
| <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>第27条 (監査役及び監査役会の設置)</u> <u>当社は、監査役及び監査役会を置く。</u></p> | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>第28条 (員数及び選任)</u> <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u> <u>2. 監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>3. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>第29条 (任 期)</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>第30条 (常勤の監査役)</u> <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p> | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>第31条 (監査役会の招集)</u> <u>監査役会は、各監査役が招集する。</u> <u>2. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> | <p>(削 除)</p> |

| | |
|--|---|
| <p>3. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | |
| <p><u>第32条（監査役会規程）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> | (削 除) |
| <p><u>第33条（報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | (削 除) |
| <p><u>第34条（監査役の責任免除）</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任を、その監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の限度額の範囲において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、その監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> | (削 除) |
| <p>(新 設)</p> | <p><u>第 5 章 指名委員会等</u></p> |
| <p>(新 設)</p> | <p><u>第25条（委員の選定）</u></p> |
| <p>(新 設)</p> | <p><u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を構成する委員は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> |
| <p>(新 設)</p> | <p><u>第26条（委員会規程）</u> <u>各委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める</u></p> |

| | |
|---|--|
| | 各委員会規程による。 |
| (新 設) | <u>第 6 章 執 行 役</u> |
| (新 設) | <u>第27条 (執行役の選任)</u> 取締役会は、その決議によって、執行役を選任する。 |
| (新 設) | <u>第28条 (代表執行役の選定)</u> 取締役会は、その決議によって、執行役の中から代表執行役を選定する。 |
| (新 設) | <u>第29条 (執行役の任期)</u> 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする。 |
| (新 設) | <u>第30条 (執行役の責任免除)</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、執行役（執行役であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任を、その執行役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の限度額の範囲において取締役会の決議によって免除することができる。 |
| <u>第 6 章 会計監査人</u> | <u>第 7 章 会計監査人</u> |
| <u>第35条 (会計監査人の設置)</u> 当社は、会計監査人を置く。 | (第4条へ移動し統合) |
| <u>第36条 (選 任)</u> (省 略) | <u>第31条 (選 任)</u> (現行通り) |
| <u>第37条 (任 期)</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. (省 略) | <u>第32条 (任 期)</u> 1. (現行通り) 2. (現行通り) |

| | |
|--|---|
| <p>第38条（報酬等） <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第39条（会計監査人の責任限定契約） <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、その会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額と同額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第40条（事業年度） (省 略)</p> <p>第41条（剰余金の配当等の決定機関） 当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p>第42条（剰余金の配当の基準日） 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>2. (省 略) 3. (省 略)</p> <p>第43条（剰余金の配当） 剰余金の配当は、前条各項に定める基準日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。</p> | <p>第33条（報酬等） 会計監査人の報酬等は、<u>代表執行役社長を兼務する取締役が監査委員会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 計 算</p> <p>第34条（事業年度） (現行通り)</p> <p>第35条（剰余金の配当等の決定機関） 当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p>第36条（剰余金の配当の基準日） <u>1. 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>2. (現行通り) 3. (現行通り)</p> <p>第37条（剰余金の配当） 剰余金の配当は、前条各項に定める基準日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。</p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| <p>第44条（配当金の除斥期間）</p> <p>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れる。</p> <p>2. (省 略)</p> <p>(新 設)</p> | <p>第38条（配当金の除斥期間）</p> <p>1. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れる。</p> <p>2. (現行通り)</p> <p>附 則</p> <p>第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p>第110回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為については、なお変更前の定款第34条第1項の規定を適用する。</p> |
|--|--|